

裁 決 書

審査請求人

代 理 人

処 分 庁

平成25年6月24日付で提起された生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく費用返還決定処分に係る審査請求について次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が平成25年5月23日付[]号で行った費用返還決定処分を取り消す。

理 由

第1 事案の概要

1 審査請求に至る経緯

[](以下「処分庁」という。)は、生活保護法(以下「法」という。)第63条に基づき、平成25年5月23日付で審査請求人 [](以下「請求人」という。)に対して費用返還決定処分(以下「本件処分」という。)を行ったところ、請求人はこれを不服として、平成25年6月24日付で沖縄県知事(以下「当庁」という。)に対し、審査請求を提起した事案である。

2 本件請求の趣旨及び理由

処分庁による本件処分の理由は、費用返還決定通知書によると「申請時点で長男に預貯金(養老保険)がみつかったことにより、保護廃止となった。開始日から支給した生活扶助費と医療扶助費は返還の必要があるため。」としている。

これに対して請求人による本件審査請求の理由は、審査請求書によると「長男は別世帯であって、生活保護が開始された世帯の世帯員ではなく、そのような長男に預貯金があったからといって、その分について、審査請求人に対して生活保護法第63条の返還請求をなすことはできない」等と主張している。

本件審査請求については、処分庁が決定した本件処分に納得がいかず、処分の取り消しを求めるものである。

第2 当庁の認定した事実及び判断

1 認定事実

(1) 平成24年12月11日

請求人及び請求人の母親（以下「母親」という。）が、請求人の長男（以下「長男」という。）の住所地へ転居したこと。

請求人世帯が生活保護の申請を行ったこと。

(2) 平成24年12月20日

処分庁の職員が請求人宅を訪問した際に、請求人、母親及び長男が同居していることを確認したこと並びに世帯員の生活状況等を聴取し、請求人、母親及び長男が同一世帯であることを確認したこと。

(3) 平成25年1月22日

処分庁は、請求人世帯からの生活保護の申請に対して、長男は稼働能力があるにもかかわらず収入を得るための努力をしないことから保護の要件を欠くとして、長男を請求人世帯から分離した上で、請求人及び母親に対して生活保護を開始したこと。

(4) 平成25年2月4日

処分庁が法第29条に基づき長男の資産調査を行ったところ、長男名義の未申告資産が見つかったこと。

※資産内容

養老保険 4,581,810円 (H25.1.30時点の返戻額)

(5) 平成25年3月6日

処分庁の職員が長男に対して上記(4)について聴き取りを行ったところ、長男はこれに対して保険は継続中である旨を伝えたこと。

- (6) 平成25年3月18日
処分行は上記(4)を受けて、請求人世帯に対する生活保護を廃止したこと。
- (7) 処分行が平成24年12月11日から平成25年3月18日までの間に請求人世帯に対して支弁した生活扶助費及び医療扶助費(以下「生活扶助費等」という。)の合計金額は1,960,029円であったこと。
- (8) 平成25年5月23日
処分行は、請求人世帯から上記(4)の資産についての申告があれば、請求人世帯は生活保護の対象とはならなかったとして、上記(7)の費用について法第63条に基づき返還を求めたこと。

2 判断

(1) 法令等

- ア 生活保護法による保護の実施要領について(昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知)第2-(1)では、同一世帯に属していると認定されるものでも世帯分離して差し支えない場合として、「世帯員のうちに、稼働能力があるにもかかわらず収入を得るための努力をしない等保護の要件を欠く者があるが、他の世帯員が真にやむを得ない事情によって保護を要する状態にある場合」と定めている。
- イ 生活保護問答集について(平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡)問1-47(答)では、世帯分離により被保護者でなくなった者の収入の認定について、「そもそも世帯分離措置の効果は、基本的には、分離によって保護を受けなくなった者が最低生活の枠内という制約を受けない点にある。また、被保護者でない者の収入を被保護世帯の収入として自動的に認定することは、いかなる場合にあっても認められるものではない。したがって、世帯分離の結果被保護者でなくなった者の収入は、当然には他の世帯の収入と合算して認定することはできず、扶養義務の履行等により現実に金銭の移転があった場合に、はじめてその金額を収入額として認定すべきである。(略)一方で、局第1-2-(1)に該当する事例にあっては、これが指導指示違反に対する措置としての世帯分離であることを踏まえ、常時その者の収入状況を把握するとともに、その者の最低生活費を超える収入があった場合には、直ちに世帯分離を解除し、改めて世帯を単位として要否及び程度を定める必要がある。」と定めている。

ウ 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と費用返還義務について定めている。

(2) 本件処分について

世帯分離により被保護者でなくなった者の収入の認定については、扶養義務の履行等により現実に金銭の移転があった場合にはじめてその金額を収入額として認定すべきであり、また、世帯分離が行なわれた者に最低生活費を超える収入があるような場合には、世帯分離を解除し、改めて世帯を単位として要否及び程度を定める旨の取扱いが示されているところ（法令等イ）、処分庁は世帯分離を行った長男の資産を、被保護世帯である請求人世帯の収入と認定した上で、請求人世帯に対して支弁した平成24年12月11日から平成25年3月18日までの生活扶助費等について法第63条に基づき返還を求めていることから、本件処分は不適切なものであったと言わざるを得なく、「長男に預貯金があったからといって、その分について、審査請求人に対して生活保護法第63条の返還請求をなすことはできない」等とする請求人の主張には理由がある。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由があるので、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。

平成25年12月17日

沖縄県知事
仲井眞 弘多